

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 } 宛

農林水産事務次官

平成23年産の麦の不作に対応した農業者戸別所得補償制度における畑作物の所得補償交付金の営農継続支払の特例措置について

農業者戸別所得補償制度における畑作物の所得補償交付金については、数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限度の額を面積払（以下「営農継続支払」という。）で交付する仕組みとなっている。

営農継続支払の交付額については、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第7の3の（2）の規定に基づき、対象作物の前年産の生産量を同年の都道府県実単収で割り戻した「前年産生産面積」を用いて算定することとされている。

しかしながら、平成23年産の麦については、収穫時期の長雨、集中豪雨等により、北九州地域を中心に全国的な不作となり、生産量が大幅に減少し、平成24年度の営農継続支払の交付金額についても、大幅に減少する農業者が多数発生する見込みとなっている。

営農継続支払については、夏期の資材費の支払等に充てられており、その交付金額が大幅に減少すれば、農業者の資金繰りが苦しくなり、翌期の作付けにも影響するおそれがある。

このため、今般、下記のとおり麦を対象とした営農継続支払の特例措置を講じることにより、意欲ある農業者が麦の生産に持続的・安定的に取り組めるための環境を整備することとされたので、貴職から都道府県、市町村、生産者団体、農業再生協議会等の関係機関及び生産者に対し周知願いたい。

以上、命により通知する。

記

1 対象者

本特例措置の対象者は、平成24年度において営農継続支払を受けようとする販売農家又は集落営農であって、平成23年度において麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦をいいます。以下同じとします。）に係る営農継続支払の交付を受けた者とします。

2 平成24年度における麦の営農継続支払の交付対象面積の算定等

(1) 前年産生産面積の特例

1の対象者の平成24年度における麦の営農継続支払の交付対象面積の算定に当たっては、麦の前年産（平成23年産）の生産量を同年の都道府県実単収で割り戻した面積（以下「平成23年産生産面積」という。）と、前々年産（平成22年産）の生産量を同年の都道府県実単収で割り戻した面積（以下「平成22年産生産面積」という。）のうち、いずれか大きい面積を「前年産生産面積」として用いるものとします。

なお、複数の種類の麦がある場合は、麦の種類ごとに平成23年産生産面積と平成22年産生産面積とを比較し、いずれか大きい面積をそれぞれ「前年産生産面積」として用いるものとします。

(2) 交付金額の算定

営農継続支払については、当年産（平成24年産）の数量払を大幅に超過した金額の交付金を支払うことがないようにする必要があることから、

- ① (1)により算定された「前年産生産面積」と、
- ② 当年産（平成24年産）の麦の生産数量目標を都道府県平均単収で割り戻した面積（平成24年産生産予定面積）

を比較し、いずれか小さい面積を交付対象面積とします。

(3) 交付金額

交付金額は、(2)の交付対象面積に20,000円/10aを乗じた額とします。

3 交付決定及び交付金の交付の手続等

本特例措置に係る交付決定及び交付金の交付の手続等の必要な事項については、上記に定めるもののほか、実施要綱に定めるところによるものとします。